

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の
一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局賃金課

1. 改正の趣旨

- 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「金商法」という。）第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者について、当該者が行う非上場有価証券の仲介業務に関して登録要件等を緩和するニーズが存在していたため、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 32 号。以下「金商法等改正法」という。）により、第一種金融商品取引業のうち非上場有価証券特例仲介等業（※ 1）に係る特例を新設し、当該業を行う者（以下「非上場有価証券特例仲介等業者」という。）は第一種金融商品取引業を行う者に課される登録要件等を緩和することとされた。
 - ※ 1 第一種金融商品取引業のうち、プロ投資家（※ 2）を対象とする非上場有価証券の仲介行為及び当該仲介行為に関する取引決済のための金銭の預託の業務のみを行うもの（ただし、私設取引システム運營業務（※ 3）は除く。）を指す。
 - ※ 2 プロ投資家：特定投資家等、当該有価証券の発行者、有価証券の発行者の役員若しくは従業員又はこれらの被支配法人等及び有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を自己又は他人の名義を持って保有する会社を指す。
 - ※ 3 私設取引システム運營業務：インターネットを利用して、同時に多数の者を相手に、有価証券の売買等を集団的・組織的に行う取引の仲介のためのシステムを運営する業務を指す。

- 厚生労働省関係省令において、金商法における金融商品取引業者を引用する規定があるところ、今般新設された非上場有価証券特例仲介等業者は、これらの規定において想定している金融商品取引業者と性質を異にすることから、厚生労働省関係省令における金融商品取引業者から非上場有価証券特例仲介等業者を除外する等の所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

- 以下の省令について、所要の改正を行う。
 - (1) 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）

労働基準法施行規則第 7 条の 2 第 1 項第 2 号について、賃金の払込み先として規定する金融商品取引業者から非上場有価証券特例仲介等業者を除く。
 - (2) 消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）

消費生活協同組合法施行規則第 201 条第 1 項第 9 号について、長期共済事業を実施する組合の共済事業に係る区分経理に属する資産の運用方法のうち、有価証券の貸付け先として規定する金融商品取引業者から非上場有価証券特例仲介等業者を除く。
 - (3) 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成 3 年厚生省令第 9 号）

国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第 5 条第 2 号、第 14 条の 2 第 1 号及び第 2 号並びに第 14 条の 5 第 2 項（第 20 条において準用する場合を含む。）について、国民年金基金及び国民年金基金連合会の積立金の運用の方法において契約の相手方や資産の保管に係る有価証券の貸付け先等として規定する金融商品取引業者から非上場有価証券特例仲介等業者を除く。
 - (4) 確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）

確定給付企業年金法施行規則第 77 条第 2 項について、基金の積立金の管理及び運用に関する契約における有価証券の貸付け先として規定する金融商品取引業者から非上場有価証券特例仲介等業者を除く。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 金商法等改正法第 1 条による追加後の金商法第 29 条の 4 の 4 第 7 項
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条第 1 項
- 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 50 条の 14
- 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 110 条
- 国民年金基金令（平成 2 年政令第 304 号）第 30 条第 1 項第 4 号及び第 5 号ロ（第 51 条第 1 項において準用する場合を含む。）
- 確定給付企業年金法施行令（平成 13 年政令第 424 号）第 44 条第 2 号ロ

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 4 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 5 月 1 日